

西尾市塵芥車広告募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）及び西尾市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、市所有の塵芥車（以下「塵芥車」という。）に掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

(掲載車両)

第2条 市長は広告を掲載する塵芥車を指定するものとする。ただし、車両点検、整備又は修理等を行う期間掲載する塵芥車を変更することができる。

(広告物の掲載及び作成方法等)

第3条 広告掲載方法は、広告の内容（以下、「原稿」という。）を表示した脱着可能のマグネットシート（以下「広告物」という。）を塵芥車に貼り付ける方法によるものとする。

2 前項の広告物の材質は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告物の撤去の際の車体塗装の剥離が発生しないような材質とする。

3 広告物の作成は、広告掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

4 広告の掲載及び撤去は、市長が行うものとし、塵芥車の使用に支障が生じないよう広告主と協議の上、日程等を決定するものとする。

5 経年に起因する広告物の色あせ、劣化等の補修又は修復は、広告主が現状を確認し、必要に応じて前2項と同様の処置をするものとする。

6 広告掲載期間中、広告物に天災その他の不可抗力による損傷、第三者による毀損、盗難、遺失等が生じた場合は、広告主において再度広告物を作成し、掲載するものとする。

(掲載場所)

第4条 広告物の掲載場所は、次のとおりとする。

掲載場所	規格（縦×横）	掲載枚数
塵芥車架装部両側面	縦80cm×横150cm以内	1台当たり2枚 (左右側面セット)

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1台につき1月を単位とし、その日の属する年度末までとする。

2 掲載期間中、次に掲げる期間は掲載除外日とする。

- (1) 土日、年末年始等、収集業務を行わない日
- (2) 荒天等により収集が困難と判断した日
- (3) 広告の掲載、撤去及び変更に要する日
- (4) 市側のやむを得ない理由で広告掲載ができない日

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1台当たり月額4,000円とする。この場合において掲載開始時における1か月未満の広告掲載料は、月額と同額とする。

2 広告主は、広告掲載料を所定の納付書により市長が定める期日までに納付するものとする。

(募集方法及び募集期間)

第7条 広告の募集方法は、市広報誌及び市ホームページ等により、その都度期間等を定めて募集するものとする。

2 前項の規定による募集を行った場合において、募集期間内に募集枠を満たさないときは、随時受け付けるものとする。

(広告の内容)

第8条 広告の内容については、掲載要綱第3条及び掲載基準によるもののほか、色彩が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのないものを条件とする。

(広告の申込)

第9条 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、西尾市塵芥車広告掲載申込書(様式第1号)を、市長が指定する日までに提出するものとする。

(広告の規制業種又は事業者)

第10条 掲載基準第5条に規定する業種及び次に掲げるものは、本事業の対象としないものとする。

- (1) 一般廃棄物処理業者及びその他の廃棄物処理業者
- (2) ごみ収集運搬業務を広告主が行っていると市民が誤解するおそれのあるもの

(掲載の決定)

第11条 市長は、前条の申込みがあったときは、掲載要綱第8条に基づき掲載の可否の審査を、西尾市広告審査委員会に付託するものとする。

2 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、西尾市塵芥車広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。この場合において、申込者が募集枠を超えたときは、掲載可とするものを次の順位により決定し、同順位の場合は抽選とする。

- (1) 第1順位 市内に本社(本店)を有する事業者等
- (2) 第2順位 市内に支社(支店)、営業所を有する事業者等
- (3) 第3順位 前2号に該当しない事業者等

(掲載内容の変更)

第12条 広告主は、広告の掲載内容を変更するときは、西尾市塵芥車広告申込内容変更届(様式第3号。以下「変更届」という。)を提出するものとする。

2 変更届の提出期限は、掲載を希望する月の1か月前までとする。ただし、急を要するものとして市長が認める場合はこの限りでない。

3 市長は、第1項の変更届の提出があったときは、前条の規定に準じて掲載の可否を決定し、西尾市塵芥車広告内容変更決定通知書(様式第4号)を広告主に交付するものとする。

(掲載の取下げ)

第13条 広告主は、広告の掲載を取下げるときは、西尾市塵芥車広告申込取下届(様式第5号。以下「取下届」という。)を市長に提出するものとする。

(掲載の取消し)

第14条 市長は、掲載要綱第13条の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、西尾市塵芥車広告掲載取消通知書(様式第6号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第15条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、第5条第2項各号に規定する日を除き、広告を掲載しない日数がひと月あたり10日に達した場合は還付することができる。

2 広告主は、広告掲載料の還付を受けようとするときは、西尾市塵芥車広告掲載料還付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、広告掲載料の還付をする場合は、当該月の広告掲載料に相当する金額を、広告主に還付するものとする。

4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

西尾市塵芥車広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）西尾市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

広告掲載を次のとおり申し込みます。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日
希望コース	
掲載広告の概要	別紙のとおり（文字及びデザイン概要）
広告主の概要	※事業内容及び活動内容
担当者等	担当部署 担当者名 電話番号 メールアドレス
提出書類	・ 広告デザイン（案） ・ 会社概要書（事業内容、所在地等がわかるもの）
その他	1 申込みにあたっては、西尾市広告掲載要綱、西尾市広告掲載基準及び西尾市塵芥車広告募集要綱の内容を遵守します。 2 掲載申込者に関する西尾市の市税等の納税状況を確認することに同意します。 3 西尾市塵芥車広告募集要綱第10条で定める業種又は事業者には該当しないことに間違いありません。

西尾市塵芥車広告 掲 載 決定通知書
不掲載

西 第 号
年 月 日

様

西尾市長



年 月 日付けで申込みのありました塵芥車への広告掲載については、
下記のとおり 掲 載 を決定しました。
不掲載

記

広告掲載場所等	塵芥車架装部両側面
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
不掲載の理由	1 市の規定する掲載基準等に合致しないため 2 その他
備 考	

西尾市塵芥車広告申込内容変更届

年 月 日

(宛先) 西尾市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

西尾市塵芥車への広告について、下記のとおり変更したいので届出します。

記

1 変更年月日 年 月 日より

(期間を定める場合 年 月 日まで)

2 変更内容

様式第4号（第12条関係）

西尾市塵芥車広告申込内容変更決定通知書

年 月 日

様

西尾市長

（公 印 省 略）

年 月 日付で届出のあった広告の掲載内容等の変更について、
下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 決定区分 承認する

承認しない
（理由）

西尾市塵芥車広告申込取下届

年 月 日

（宛先）西尾市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

西尾市塵芥車への広告について、下記のとおり取下げたいので届出します。

記

1 取下げ年月日

年 月 日より

西尾市塵芥車広告掲載取消通知書

年 月 日

様

西尾市長

（公 印 省 略）

年 月 日付けで決定しました、西尾市塵芥車広告掲載については、
下記のとおり取り消したので通知します。

記

取 消 し の 理 由	1. 西尾市広告掲載要綱第13条による 2. その他
備 考	

西尾市塵芥車広告掲載料還付請求書

年 月 日

（宛先）西尾市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

西尾市塵芥車広告掲載料について、下記のとおり還付を請求します。

記

決定通知番号	年 月 日付 第 号		
掲載許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
還付請求期間	年 月から 年 月まで		
請求金額	金 円		
振込先	金融機関	銀行・信金 本店 農協・信組 支店	
	預金種類	普通・当座・()	口座番号
	口座名義	(フリガナ) -----	

※備考 本還付金の受領については、上記口座名義人に委任しております。